

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）附則第5条に規定する公安委員会が行う審査を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「新規則」という。）附則第9条の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月7日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

## 1 審査申請資格者

改正法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、平成17年11月21日現在当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの（新規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）が交付された時期は問わない。）
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、平成17年11月21日現在当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）

## 2 審査の実施等

前記1に該当する者に対する審査は、次により行う。

### (1) 実施日時

令和8年1月20日（火） 午後2時から午後4時30分まで

### (2) 実施場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県警察本部10階会議室（県庁別館内）

### (3) 警備業務の種別及び級並びに審査対象者の定員

#### ア 警備業務の種別及び級

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (ア) 空港保安警備業務        | 1級及び2級 |
| (イ) 施設警備業務          | 1級及び2級 |
| (ウ) 交通誘導警備業務        | 1級及び2級 |
| (エ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 | 1級及び2級 |
| (オ) 貴重品運搬警備業務       | 1級及び2級 |

#### イ 審査対象者の定員

定員は、前記アに掲げる種別及び級全てを合わせて50人とする。

### (4) 方法等

ア 審査は、学科及び実技試験により行う。

イ 審査は、学科試験、実技試験（徒手の護身術（応用）の前突き、肘当て、手刀又は膝当てのうちいずれかを行う。）の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は実施しない。

ウ 学科試験及び実技試験のいずれの基準も満たした者に対して、成績証明書を交付する。

### 3 審査申請手続等

審査を受けようとする者は、次により申請を行うこと。

#### (1) 申請期間等

令和7年11月17日（月）から11月28日（金）までの間

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、各日の午前9時から午後4時まで。）

なお、申請の受付は先着順とし、申請期間内であっても定員に達した場合には、受付を締め切る。

#### (2) 申請方法

県内各警察署の生活安全課に次に掲げる書類を提出して申請すること。

ア 審査申請書（新規則附則別記様式） 1通

イ 添付書類

(7) 県内居住者にあつては、その者の住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を静岡県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）

(8) 県外居住者にあつては、その者が警備員として県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を静岡県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）

(9) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの） 1枚

(10) 旧合格証の写し

### 4 手数料及び納付方法

#### (1) 手数料

4,700円

#### (2) 納付方法

審査申請書等の提出時、静岡県収入証紙により納付する。

### 5 その他

(1) 審査実施日の受付は、午後1時30分から午後1時50分までの間、県庁別館1階ロビーにおいて行う。

(2) 服装は活動しやすい服装とし、筆記用具及び旧合格証を持参すること（受付時、旧合格証を確認する。）。

(3) 審査会場には駐車場がないので、車での来場は控えること。

(4) 審査についての問合せは、静岡県警察本部生活安全部生活保安課（電話番号 054-271-0110 内線 711-3175、3176）へ行うこと。